

認知症対応型共同生活介護

介護予防認知症対応型共同生活介護

グループホーム京都ひまわり園

重要事項説明書

社会福祉法人 秀孝会

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム京都ひまわり園）
重要事項説明書

1. 社会福祉法人 秀孝会 の概要

名称・法人種類 社会福祉法人 秀孝会
代表者役職・氏名 理事長 稲葉 裕二
所在地 京都府八幡市八幡清水井 31 番地

定款の目的に定めた事業 1. 第1種社会福祉事業

特別養護老人ホーム（京都ひまわり園、有智の郷）の設置経営
軽費老人ホーム（ケアハウスポポロ21）の設置経営

2. 第2種社会福祉事業

老人デイサービス事業（京都ひまわり園、有智の郷）

老人短期入所事業（京都ひまわり園、有智の郷）

老人介護支援センター（八幡市ひまわり園在宅介護支援センター、八幡市有智の郷在宅介護支援センター）の設置及び受託経営

老人居宅介護等支援事業

認知症対応型老人共同生活援助事業（グループホーム京都ひまわり園）

3. 公益事業

居宅介護支援事業

2. ホームの概要

(1) 提供できるサービスの種類

名 称	グループホーム京都ひまわり園
所 在 地	京都府八幡市八幡清水井 20 番地
介護保険指定番号	認知症対応型共同生活介護サービス（ 2672900293 号）

(2) 職員体制

	配置員数	勤務体制
管理者	1名（常勤）	
計画作成担当者	2名（常勤）	

介護職員	常勤換算方法で3名以上	早出： 7：00～15：30 日勤： 9：00～17：30 遅出： 11：30～20：00 夜勤： 16：30～ 9：30
------	-------------	--

(注) 夜間ケア職員2名配置

(3) 建物の概要

設備の種類	数	面積 m ²	設備の種類	数	面積 m ²
食堂	2	各 38.06	居室	18	10.51～10.76
浴室	2	各 5.28	洗濯室	2	各 6.38
便所	4	各 4.40	スタッフルーム	2	26.00・19.00
定員： 18名					

3. サービス内容

(1) 運営方針

事業の実施にあたっては、ご入居者の認知症状の進行を緩和し、ご入居者にとって当ホームが自らの生活の場であると実感できるよう、ご入居者の心身の状況にあわせて適切なサポートを提供いたします。また、ご入居者の社会的孤立感の解消、および心身機能の維持に配慮します。さらに提供するサポートが漫然かつ画一的なものとならないよう行います。

事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、ご入居者またはその家族に対し、サービスの提供方法について理解しやすいように説明いたします。またご入居者に関しての介護以外の日常生活に関するご相談についても対応いたします。

①サービス計画の立案

計画作成担当者と介護関係職員が協議の上計画をたて、ご入居者の方およびそのご家族に説明し、同意をいただきます。

②日常生活における介護の基本姿勢

ご入居者がそれぞれの能力に応じて、日常生活の様々な事を自主的に行っていけるように、言葉の掛け方や動き方を常に考えて行きます。

③食事

毎日ご入居者とメニューを決め、買物に行きます。食事作りや準備、後片付けをご入居者が主体になって行えるように、働きかけていきます。健康を維持できる食生活に努めます。

朝食 8：00

昼食 12：00

夕食 18：00

※ご入居者と作るため、提供時間にはずれが有ります。

④入浴

ご入居者のご希望に応じ、原則として毎日入浴していただけます。ただし、ご入居者の状態に応じ、清拭や入浴中止となる場合があります。

⑤排泄

ご入居者の排泄の特徴を把握し、一人ひとりの生活にあった援助を行います。
パット類をお持込で無い場合は実費を頂きます。

⑥睡眠

清潔な寝具、快適な室温等、ご入居者が気持ちよく眠れるように環境を整えます。

十分な睡眠が健康的な日常生活に繋がります。日中の充実した活動が穏やかで安楽な入眠を促すことを十分意識して、薬に頼らず自然な睡眠を確保行います。

⑦外出、行事等

季節ごとの行事や、子供たちとのふれあいの機会を多く作り、ご入居者に五感で感じていただくことにより精神面の安定を図っていきます。地域社会の一員として暮らすことを大切にしています。

⑧ご家族とのかかわり

ご入居者にとってご家族とのつながりが大切なものであることを常に考えております。ご家族の来園や電話の機会に、日頃のご入居者の様子をお伝えいたします。

⑨生活相談

ご入居者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要なサポートを行うよう努めます。

⑩健康管理

ご高齢者の状態は変化しやすいことを意識し身体状況、精神状況を常に把握していきます。
日々、バイタルチェックを行い、かかりつけ医との連携も密に行い健康管理に努めます。また、緊急時必要な場合にはかかりつけ医や協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。

⑪緊急時の対応

体調の変化等、緊急の場合は緊急連絡先にご連絡いたします。

⑫行政手続き代行

行政手続きの代行を受け付けます。ご希望の際には職員にお申し出ください。ただし手続きにかかる経費はその都度お支払いいただきます。

⑬その他サービス

- ・理美容サービス

理美容の付き添い・送迎サービスを行っています。理美容の料金は別途実費をご負担頂きます。

- ・通院サービス

ご家族の都合により付き添いが無理な場合、八幡市内においては通院サービスを行ないます。
医療費は別途実費をご負担頂きます。

又、提携医療機関以外へ通院が必要な場合には交通費をご請求させて頂く場合がございます。

(2) ホーム利用にあたってご留意いただく事項

- | | |
|--------------|--|
| ・面会 | 基本的に 9:00 から 21:00 までにお願いします。ただし、ご入居者の状態により、一時的に面会時間をご相談させていただく場合がございます。 |
| ・外出、外泊 | 外出・外泊は自由にできます。その際には事前に外泊届けを提出して頂きます。 |
| ・設備、器具の利用 | 施設内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。
これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。 |
| ・飲酒、喫煙 | 館内は禁煙としております。飲酒は基本的に自由ですが、ご入居者の状態により、飲酒量を職員により限定させていただく場合がございます。 |
| ・金銭、貴重品の持ち込み | 詳しくは職員にご相談ください。 |
| ・所持品の持ち込み | 詳しくは職員にご相談ください。 |
| ・宗教、政治活動 | ホーム内での他のご入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。 |
| ・ペット | ペットは持ち込み及び飼育はお断りします。 |

4. ご利用料金

お支払い頂く料金の単価は別紙サービス利用料金表のとおりです。

5. 支払方法

原則として毎月 10 日付で請求をいたしますので、毎月 26 日に入居者指定預金口座から自動引き落としにてお支払ください。ただし、退居される場合は、退居日までの分をその都度請求いたしますので、退居日までに現金または銀行口座振込みにてお支払ください。なお、自動引き落とし並びに銀行口座振込の場合には手数料が必要となります、ご入居者の負担とさせていただきます。

振込先 京都中央信用金庫 八幡支店 普通預金 0271709
口座名義人 社会福祉法人 秀孝会
グループホーム京都ひまわり園

6. 入退居の手続き

(1) 入居手続き

まずは、お電話等でお申し込みください。

所定の契約手続き終了後、サービスの提供を開始します。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 退居手続き

① ご入居者のご都合で退去される場合

退居を希望される 14 日前までにお申し出下さい。

② 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・ご入居者が介護保険施設に入所された場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご入居者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援 1 と認定された場合は、所定の期間の経過を待って退居していただくことになります。
- ・ご入居者がお亡くなりになった場合

③その他

- ・サービスご利用料金の支払いを 2 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず、14 日以内に支払わない場合、またはご入居者やご家族などが当ホームや当ホームの従業員に対してこの契約を継続しがたいほどの不信行為を行った場合は退居していただく場合がございます。この場合、契約終了 7 日前までに文書で通知いたします。
- ・ご入居者が病院または診療所に入院し、2 ヶ月以内に退院できる見込みが無い場合または入院後 2 ヶ月を経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ、契約を終了させていただく場合がございます。この場合、退院後に再度入居を希望される場合は、お申し出下さい。
- ・ご入居者が他のご入居者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ通常の介護方法ではこれを防止することができないと判断した場合は、文書で通知のうえ、契約を終了させていただく場合があります。
- ・やむを得ない事情によりホームを閉鎖または縮小する場合、契約を終了し退居していただく場合がございます。この場合、契約終了 2 ヶ月前までに文書で通知します。

7. 緊急時の対応方法

ご記入いただきました緊急連絡票にそって、ご入居者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

8. 事故発生時の対応方法

ご入居者に事故が発生した場合、直ちに緊急の処理等を行います。ホームにおいて対応できないと判断される場合は、かかりつけ医・協力医療機関に依頼します。また、事故発生後、速やかに市町村、ご家族の方に連絡を取り、事故の原因について報告・説明を行い、原因がホーム責任に帰するものについては、契約者・代理人と協議の上、信義と誠実に沿った対応を取るものとします。

協力医療機関

金井病院	電話：075（631）1215
小川医院	電話：075（963）5790
中村診療所	電話：075（972）3335
八幡中央病院	電話：075（983）0119

協力歯科医療機関

本田歯科枚方クリニック 電話：072（844）6480

9. 身体の拘束等

ご利用者または他のご利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合をのぞき、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。ただし、身体的拘束その他行動制限の必要が生じた場合は、必要最低限のものとし、ご利用者およびご家族にその必要性と期間を説明し、承諾を得て実施するものとします。

10. 個人情報保護

ご利用者またはご利用者の家族の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。

11. 非常災害対策

当ホームは非常災害に関する具体的な計画をたて、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練をおこなうものとします。

12. 虐待の防止について

事業者は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
○虐待防止に関する責任者 所長 小林裕美子
虐待に関する受付担当者 主任 熊谷昌幸
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (5) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (6) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (7) サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12. サービス内容に関する相談・苦情

当ホームにおける苦情の受付

苦情解決責任者：社会福祉法人秀孝会 理事長 稲葉 裕二

苦情受付担当者：所長 小林 裕美子

相 談 窓 口：主任 熊谷 昌幸

電 話：075-983-8841

受 付 時 間： 9:00~17:30

当ホーム以外の市町村の相談・苦情受付

受 付 窓 口：八幡市健康部高齢介護課 地域支援係

電 話：075-983-1111 (代)

受 付 時 間： 8:30~17:00

受 付 窓 口：国民健康保険連合会 介護保険課介護管理係

電 話：075-354-9090

受 付 時 間： 9:00~17:00